

1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

私たちは、今日まで生活の利便性や物質的な豊かさのみを追求してきました。その結果、生活が豊かになる一方で、膨大な資源やエネルギーを消費し、製品の大量生産、大量消費、大量廃棄をした結果、産業だけでなく車や家庭からの環境への負荷が増大し、大気汚染や水質汚濁といった生活環境汚染をもたらした一面もあることを忘れてはなりません。

また、近年では地球温暖化など、地球規模の環境問題も表面化しており、私たちの住む地域的な環境問題としてとらえるだけでなく、地球全体の問題に発展していることを認識する必要があります。このため、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築を目指した取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、現在および将来において市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現していくことを目的とし、平成20年に「見附市環境基本条例」を制定しました。

「見附市環境基本計画」は、条例で定める環境の保全及び創造についての「基本理念」を実現するために、本市の環境の現状と課題を踏まえ、今後の見附市の望ましい環境像を示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成22年度から平成31年度までの10年間を対象年次として、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築を目指し、将来において市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現していくことを目的として策定しました。今回の第2次環境基本計画の策定においては、SDGs 推進を計画に明記するとともにSDGs の考え方を活用しながら基本目標や施策体系を整理します。

2. 計画の位置づけと役割

本計画は、見附市総合計画に示される基本理念や将来像を、環境面から着実に実現していくための計画として位置づけられるもので、見附市環境基本条例第3条に掲げられた5つの基本理念の具体化に向けた中心的な役割を担うものです。

【見附市環境基本条例 第3条】

(基本理念)

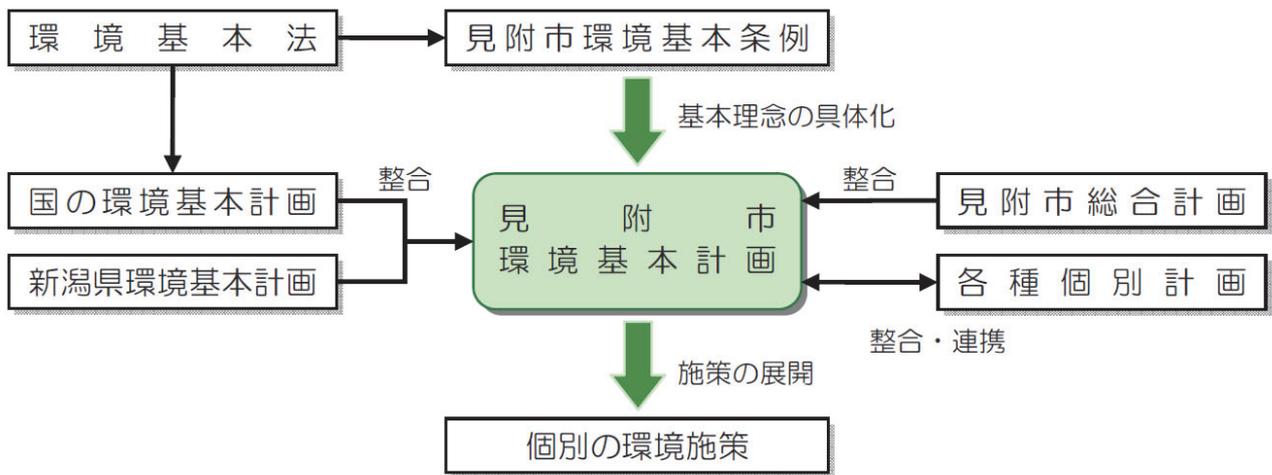
第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことができるように、適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然及び人と文化との豊かな触れ合いが確保されるように行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の問題としてとらえ、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進しなければならない。



見附市環境基本計画の位置づけ

3. 計画が対象とする環境要素

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

分野	環境要素
自然環境	地形・地質、動植物、里地・里山、農地
生活環境	大気、水質、騒音・振動・有害化学物質、土壌・地下水、住環境
快適環境	緑地、景観、歴史・文化財、水辺環境
循環型社会構築	3Rの推進、廃棄物の適正処理
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー
参加行動	環境教育・学習、パートナーシップ

4. 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、見附市全域とします。ただし、市域を越えて広域的な取り組みが必要な事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

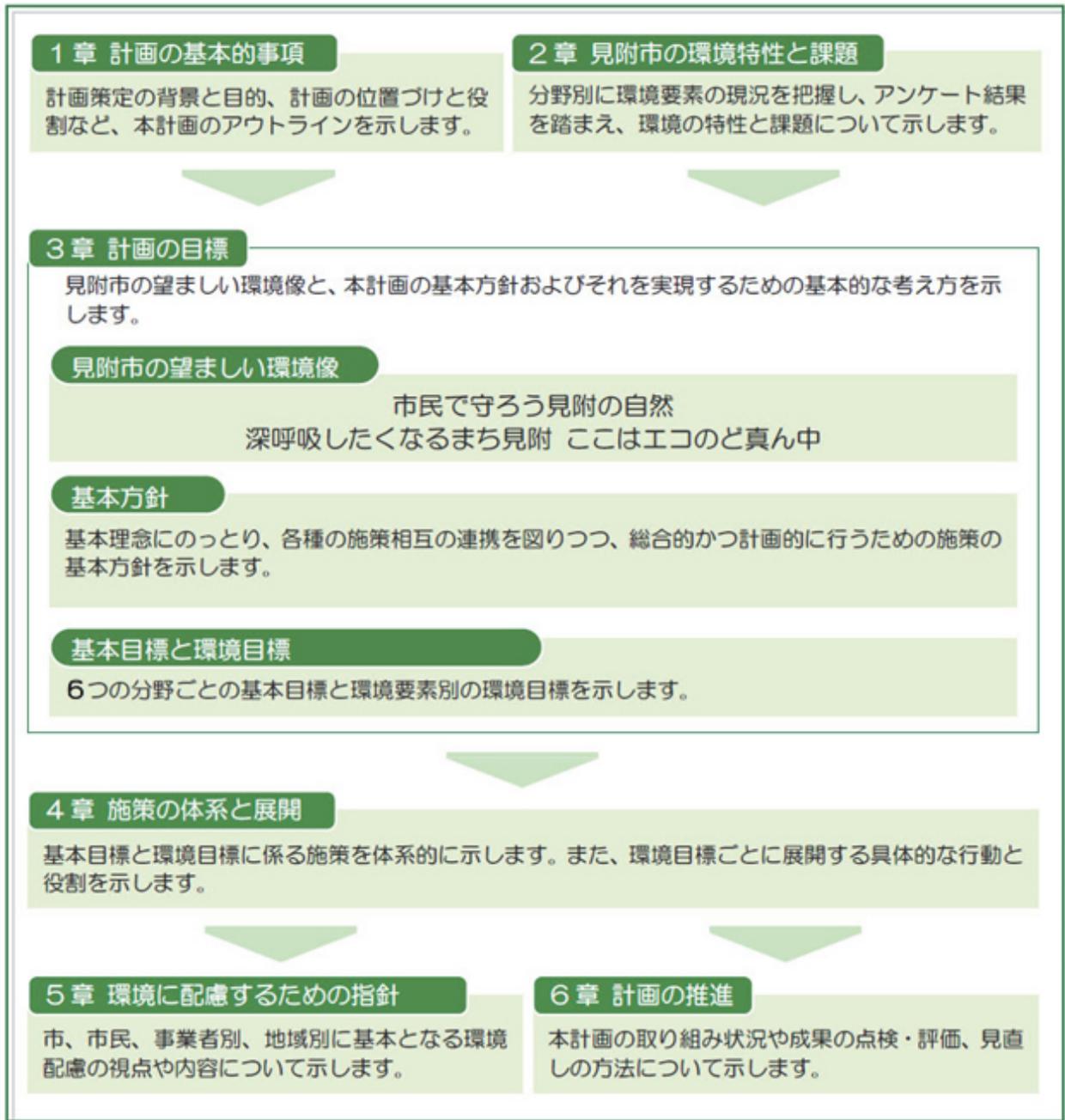
5. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

ただし、経済社会情勢の変化や環境の課題に対応するため、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の構成

見附市環境基本計画は下記のとおり6つの章から構成されています。



環境基本計画の構成